

# 社会福祉法人江寿会役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江寿会（以下 本法人という）の理事、評議員、監事（以下 役員という）の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、その地位のみに基づいては報酬を支給しないものとする。

2．常勤役員に対する報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

3．非常勤の役員に対しては、会議出席1回につき、本法人が別に定める社会福祉法人江寿会役員旅費規程（以下「役員旅費規程」という。）で規定する日当、交通費等実費相当額を支給する。

## (出張旅費の取り扱い)

第3条 出張旅費については、本法人の役員旅費規程に基づき支給する。

## (改正)

第4条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

付則 この規程は、平成 16年 4月 1日から施行する。

平成 27年 4月 1日 一部改正

# 社会福祉法人江寿会役員旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江寿会（以下「本法人」という。）理事、評議員、監事（以下「役員」という。）の出張について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (出張命令及び旅費)

第2条 役員の出張は、理事長が命令する。

2 出張命令を受けた役員は、正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

3 役員が出張した場合は、この規程の定めるところにより旅費を支給する。

## (旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、次のとおりとする。

(1) 交通費

(2) 日当

(3) 宿泊料

(4) その他理事長が必要と認める経費

## (旅費の計算)

第4条 旅費は、出張の目的を達成するため、最も効率的かつ経済的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、実際の経路及び方法により計算する。

## (交通費)

第5条 交通費は、次の区分によりその全額を支給する。

(1) 交通機関の所定乗車船料。ただし、航空機及びタクシー料金は命令権者が必要と認めた場合に限る。

(2) 片道 300 km 以上に係る特急又は新幹線料金。

(3) 寝台、座席指定及び運賃の料金が 2 階級ある場合は、役員はその上級の料金とする。

(4) 本法人が所有する自動車（以下「公用車」という。）を利用したときは、その利用区間の交通費は支給しない。

(5) やむを得ない理由によって公用車でない自動車を利用したときは、その区間の距離に応じて、1 km につき 10 円または実費を支給する。この場合の距離計算は、原則として、郵政省の郵便路線陸路表による。

## (日当、宿泊料)

第6条 日当は、別表に掲げる額により支給する。

2 宿泊料は、別表に掲げる額により支給する。ただし、研修会、行事等で特に定められた額があるときはその額により支給する。

## (出張命令)

第7条 役員が出張しようとする場合は、あらかじめ出張命令票（様式 1）に必要な事項を記入のうえ、理事長の承認を得なければならない。

## (出張復命)

第8条 出張を終了した役員は、出張復命書（様式 2）により、速やかにその結果を命令権者に報告しなければならない。

ただし、軽易なものについては、口頭報告とすることができる。

## (旅費の支給)

第9条 旅費は、原則として出張終了後10日以内に支払う。

(旅費の概算払)

第10条 前条の規定にかかわらず、理事長が必要と認めたときは、旅費の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 概算払の日は、原則として当該出張の開始日の前日とする。

3 概算払を受けた役員は、出張終了後5日以内に当該旅費の精算をしなければならない。

(準用規定)

第11条 役員以外の者が、法人・施設の依頼を受けてその業務を行った場合の旅費は、この規定を準用して支給する。

(改正)

第12条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附 則 この規程は平成14年1月1日から施行する。

別 表

## 日当及び宿泊料

区 分	日 当	宿 泊 料		備 考
		甲 地	乙 地	
役 員	10,000 円	35,000 円	30,000 円	甲地とは、東京都、横浜市、名古屋市並びにこれに準ずる地域で理事長が指定したものをいう。